#### 板橋区学校運営連絡協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 天津わかしお学校長(以下「校長」という。)及び各幼稚園長(以下「園長」という。)の行う学校園運営に関して、地域、保護者などから幅広く意見を求め、地域との連携をより強化した特色ある学校園づくりを行うために、天津わかしお学校及び各幼稚園に学校運営連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (運 営)

第2条 協議会の開催は年3回を原則とし、校長又は園長が招集する。協議会の運営に 関する事務は、学校園内に置いた事務局が行う。

#### (内容)

- 第3条 協議会は、原則として、以下の事項について協議する。
  - (1) 学校園の運営に関すること
    - ① 学習活動、学習指導など教育活動について
    - ② 児童・園児指導について
    - ③ 学校園、家庭、地域、関係諸機関との連携について
  - (2) 学校園公開に関すること
  - (3) 地域コミュニティセンターとしての学校園のあり方に関すること
  - (4) 学校園評価に関すること

#### (構成員及び任期)

- 第4条 協議会は6名程度の委員で構成し、委員の選定については、以下に掲げる者から校長又は園長が推薦し、教育委員会が委嘱するものとする。また、協議内容に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。構成員の任期は、原則として1年とする。
  - (1) 地域有識者
  - (2) 保護者
  - (3) その他校長又は園長が必要と認めた者

#### (拡大協議会及び専門部会)

第5条 協議会の目的を達成するため、協議会の補助機関として拡大協議会や専門部会 を設置することができる。拡大協議会及び専門部会の構成員は第4条の規定に準ず る。

#### (その他)

第6条 この他、協議会に関し必要な事項は、校長又は園長が協議会に諮り定めることができる。

#### (付 則)

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

#### (付 則)

この一部改正は、平成17年4月1日より施行する。

# (付 則)

この一部改正は、平成20年4月1日より施行する。

## (付 則)

この一部改正は、令和元年10月1日より施行する。